

朝来市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領

目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社がその必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度では、段階的に無理なく週休2日を導入することを目指す。

I. 週休2日制度

1 対象工事

基本的に、全ての土木工事を対象とする。

<対象外工事>

- ① 災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ② 「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事
- ③ 現地作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事など、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

2 実施方法

- ・入札段階（入札公告、特記仕様書）で、週休2日制度の対象であることを明記する。（別紙1参照）
- ・受注者は契約後、現場稼働中の工期[工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く]の全ての土曜・日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。但し、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンス「現場で待たせない」「速やかに回答する」に努める。
- ・受注者は下請け企業に対し、週休2日の取り組みにあたり、必要な事項について協力を求める。

3 労務費等の補正

当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を現場閉所の達成状況に応じて減額変更する。

経費等の補正については、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）[兵庫県土木部]「週休2日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領」により計上する。

※要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照すること

4 確認方法等

- ・ 工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。
- ・ 土曜や日曜に現場作業をしなければ、現場閉所としてカウントする。
- ・ 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜（第2・第4を除く）や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり4日を上限として、土曜（第2・第4を除く）や日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。
- ・ 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することは制限しない。
（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- ・ 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

5 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること（別紙2参照）

II. 週休2日制度（交替制）

1 対象工事

全ての土木工事のうち、「週休2日制度」による実施が困難な下記の工事を対象とする。

- ① 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性の高く、休日（土日、祝日）に作業が必要な工事
- ② 昼夜を問わず24時間体制で作業が必要となる工事。
- ③ 現場条件や共用までの工期に制約があるなど現場閉所が困難と認められる工事。
- ④ 災害復旧工事など社会的要請により休日確保が困難な工事。

<対象外工事>

- ① 災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ② 「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事
- ③ 現地作業が1週間に満たない工事

2 実施方法

- ・ 入札段階（入札公告、特記仕様書）で週休2日制度（交替制）の対象であることを明記する。（別紙1-1参照）
- ・ 受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容は休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載し、週休2日制度（交替制）を反映した施工計画書を提出する。

- ・対象期間は、現場着手から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間ほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まれない。

- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンス「現場で待たせない」「速やかに回答する」に努める。
- ・受注者は下請企業に対し、週休2日制度（交替制）の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- ・受注者は週休2日制度（交替制）から週休2日制度への変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。但し、工事着手後の変更は認めない。

3 労働費等の補正

当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。

なお、達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を達成状況に応じて減額変更する。

経費等の補正については、積算基準の運用（積算参考資料Ⅰ）〔兵庫県土木部〕「週休2日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領」により計上する。

※要領は適宜改定されるため、適用にあたっては、常に最新のものを参照すること

4 確認方法等

- ・受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。
- ・悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。
- ・受注者の作業員や下請け企業が週休日にほかの現場に従事することを制限しない。（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- ・現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、ほかの現場に従事しないこと。

5 工事看板等

週休2日制度（交替制）対象工事の受注者は、週休2日制度（交替制）対象工事であることを、工事看板に明記すること。（別紙2-1）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年12月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

I 週休 2 日制度

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休 2 日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休 2 日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明示すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。

2 天候や地域住民対応等で土曜（第 2・第 4 を除く）・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休 2 日に努めること。

3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。

4 労務費等の補正については、当初予定価格に 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更する。

5 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

《週休 2 日制度の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜（第 2・第 4 を除く）、日曜に作業を行った場合は、1 ヶ月あたり 4 日を限度として、土曜（第 2・第 4 を除く）・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

<労務費、機械経費、共通仮設費等、現場管理費率の補正>

（例）一般公共（港湾工事 4 工種除く）の場合

補正係数	補正係数	
	4 週 8 休以上達成の場合	
	土日現場閉所	交替制（月単位）
労務費	※「週休 2 日制（土日現場閉所及び交替制（月単位））の経費補正における積算要領」に基づき該当工種の補正係数を記載する。	
機械経費（賃料）		
共通仮設費率		
現場管理費率		

I 週休 2 日制度（交替制）

（１）入札公告における記載例

本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休 2 日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度（交替制）」の対象工事である。

（２）特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら原則週休 2 日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度（交替制）」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、施工計画書を提出する。）建設業への入職しやすい環境整備のため、週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなど取り組みを行う。

- 2 悪天候等の理由により現場休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。
- 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の週休 2 日制度（交替制）の確認のため、受注者は工程完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況確認ができる「休日確保状況報告書」を作成し、発注者へ報告する。
- 4 労務費等の補正については、当初予定価格に 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、週休 2 日制度（交替制）の達成状況が 4 週 8 休に満たないものは、週休 2 日制度（交替制）の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更する。
- 5 週休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することは制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が週休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任のものである場合、他の現場に従事しないこと。
- 6 受注者は、週休 2 日制度（交替制）から週休 2 日制度へ変更することが可能な場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。但し、工事着手後の変更は認めない。

《週休 2 日制度（交替制）の達成状況》

対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての月で 28.5%（8 日／28 日）以上の場合。対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

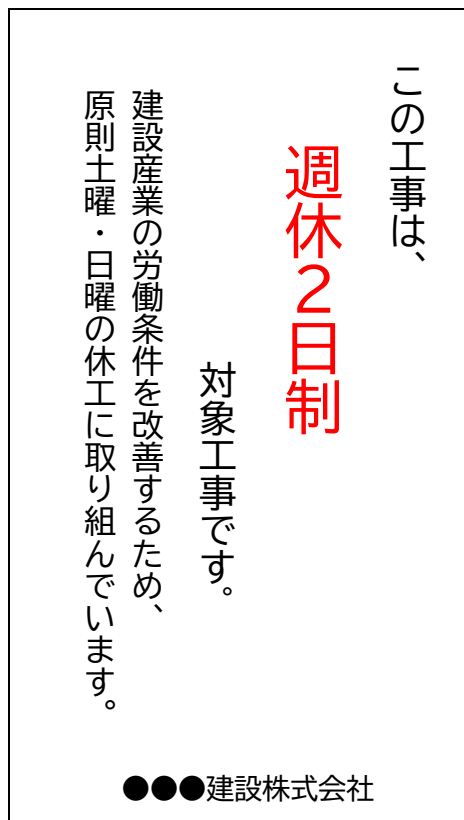
※悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。

< 労務費、機械経費、共通仮設費等、現場管理費率の補正 >

(例) 一般公共 (港湾工事 4 工種除く) の場合

	補正係数	
	4 週 8 休以上達成の場合	
	土日現場閉所	交替制 (月単位)
労務費	※「週休 2 日制 (土日現場閉所及び交替制 (月単位)) の経費補正における積算要領」に基づき該当工種の補正係数を記載する。	
機械経費 (賃料)		
共通仮設費率		
現場管理費率		

<週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例>



<週休2日制度（交替制）対象工事であることを明記する工事看板例>

